

令和8年度 第2回倉吉市青少年問題対策協議会

倉吉市のいじめ防止基本方針の改訂についての説明及び協議を行いました。

【日 時】 令和8年8月6日（木） 10時00分～11時00分

【場 所】 倉吉市役所北庁舎3階A会議室

【内 容】

1 開 会

（1）開会あいさつ

2 説明及び協議

- ・倉吉市いじめ防止基本方針の改訂について

3 説明内容（概要）

- ・改訂案の作成については、前回の協議会の内容を踏まえた。
- ・鳥取県の生徒支援教育相談センターの学校支援チームに相談も行った。
- ・改訂の基本的な考え方の一部を前回と改訂した。
- ・具体的には、「認知から解消までの組織的な対応」、「人権教育、道徳教育」の文言を追加、倉吉の独自性を出す。
- ・県の相談を踏まえて「初期対応・事後対応」「校長のリーダーシップ」という文言を追加。
- ・委員のご指摘を受け、教育用語を一般的な言葉に変更した。

4 主な意見

（1）「事案対応」という文言について

- ・県の方針では「事案対応」の文言が使われているので、「事案対応」でいいのではないかな。

→ご指摘のように、県の文言に合わせたい。

（2）「研修会」の文言について

- ・研修会の実施とあるが、誰を対象とした研修なのか。
→基本的には、校内研修として、教職員への研修をすることを想定している。
- ・根拠法では、「設置者および学校が教職員への研修を実施」とある。
- ・主語が学校か、行政か。校内研修という文言に変更するなら、学校が主体となるのか。
- ・Ⅲ-1の倉吉市の取り組みにも「研修」があり、Ⅲ-2の学校における取り組みにも「研修会」があるので、それぞれが行うということだと考える。
→基本は教職員への研修だが、保護者に研修をする必要がある場合もある。校内と限らなくても、研修会という文言を使う方向でいきたい。

（3）学校における取り組みについて

- ・いじめが解消するまで継続的な取り組みとあるが、いつまで行うのか。卒業後も以前の学校が、心身の苦痛を感じている限り支援を行うというように読める。
→小中の連携という形で、情報の引き継ぎはする。

- ・学校はとあるが、心身の苦痛を感じる事が継続している場合、誰が支援するのかを明らかにしておいたほうがいいのではないか。

→県の方針を基に作成しているし、県と同様の書き方をしている。

- ・方針の文言はそのままとしても、具体的な動きについては、県の方に聞いてみるといいのではないか。この部分がわかりにくい。

(4) 「模範意識」と「規範意識」について

- ・前回の指摘を受けて、「規範意識」を「模範意識」に戻された。ただ、言葉の意味を調べてみたところ、県の方針に基づいて「規範意識」の方がよいと感じるが、いかがか。
- ・規範意識でいいのではないか。模範意識という言葉は一般的ではない。社会のルールを守るという意味を込めるなら、規範意識がよいと思う。

(5) 努力義務について

- ・家庭の取り組みを市教委や学校が決められるものではないのではないか。国の方針は「努めることとします」とあるので、方針を示す程度の書き方に留めるべきではないか。
- ・法的には同じ意味。ただ受け取る人にとっては、文言で解釈が変わる。学校は市の方針に従う。ただ保護者はそう思わないこともある。
- ・「努める」も、「努めることとする」も努力目標。あとは表現の問題。
- ・学校への取り組みについては言い切りの形、家庭への取り組みについては努力義務として「～とします」という文末でいいのではないか。

→そうすると、地域に関する部分も文末を変えたほうがいいか。

- ・先程の議論に基づいたら、統一したほうが良い

(6) その他

- ・いじめへの対処の、具体的な文言を削除から復活の経緯を聞きたい。

→学校の方針に具体的な文言があればよいと思い、市教委としては最初大まかな方針を示すにとどめた。ただ、県への相談の中で、市教委の方針にも具体的な文言があるほうがいいというご指摘を受けて変更した。